

自家勞力を主とする小農が一五・九％、自家勞力に少しでも餘剰があれば此の餘剰勞力を他種の勞働に振り向けなければ生活を維持する事の困難な過小農が二二・八％であつて、殘餘の四三・一％は農業勞働者階級である。而して此等各階級の耕作面積を比較して見るに、昨年の部落總經營面積五一三・六响の中、大農が五三・六响を占め小農が一八・八％を、中農が一七・四％、過小農が九・八％であつて、極零細農は僅かに〇・四％である。

第三節 屯内勞働力過不足の算定

昨年に於ける屯内の總耕作面積が五一三・六响であることは前節に記せる如くであるが、而らばこれだけの面積を經營するにはどれ位の勞働力が必要とするか、而して又屯内の勞働力のみで足るか否かを見よう。それがためには我々は先づ本屯に於ける勞働者一人當りの可能耕作面積を算定しなければならぬ。

今、屯内の經營農家總戸數について、一勞働擔當者當りの經營面積を昨年の實績より求めれば次表の如くなる。

調査 番號	姓 名	營 様 式	面 積 響	家 族 數	勞		力	一勞働擔 當者當 面積
					自家	年雇	合計	
三〇	王 瑞	自作兼小作	七八・七	二六	四・八	六・〇	一〇・八	七・三
一九	崔 財	自作兼小作	七二・五	二二	六・八	四・〇	一〇・八	六・六
二二	高 瑞	自作兼小作	六四・三	二四	三・六	四・五	八・一	七・九
一〇	高 余	自作兼小作	六〇・八	三四	七・五	四・三	一一・八	五・二
一七	高 文	自作兼小作	二五・六	一五	四・五	一・〇	五・五	五・七
二四	高 瑞	自作兼小作	二二・六	一四	三・二	一・〇	四・二	六・八
九	葛 安	自作兼小作	二〇・七	一三	二・五	一・〇	三・五	五・三
二二	高 金	自作兼小作	一九・〇	一一	三・〇	一・〇	四・〇	八・三
二	崔 生	自作兼小作	一七・五	一一	三・〇	一・〇	四・〇	六・三
六一	崔 丁	自作兼小作	一三・五	一〇	二・五	一・〇	三・五	六・四
六	有 亭	自作兼小作	一三・五	一〇	二・五	一・〇	三・五	一三・五

一	崔 勝	自作兼小作	一〇・三	六	一・〇	一・〇	二・〇	一〇・三
二	高 慶	自作兼小作	一〇・三	九	二・〇	一・〇	三・〇	三・四
三一	梁 雙	自作兼小作	一〇・〇	一四	二・五	一・〇	三・五	四・〇
二七	崔 奎	自作兼小作	八・五	八	一・五	一・〇	二・五	五・七
一六	崔 鐵	自作兼小作	八・三	九	三・六	一・〇	四・六	二・三
二五	田 文	自作兼小作	七・五	七	二・〇	一・〇	三・〇	三・八
二〇	高 凌	自作兼小作	六・三	三	一・〇	一・〇	二・〇	六・三
一五	崔 成	自作兼小作	四・〇	六	一・〇	一・〇	二・〇	四・〇
三三	崔 圭	自作兼小作	三・八	四	一・〇	一・〇	二・〇	三・八
三五	王 芝	自作兼小作	二・七	一	一・〇	一・〇	二・〇	二・七
四四	沈 東	自作兼小作	二・〇	二	〇・五	一・〇	一・五	四・〇
合 計			五一三・六	二七一	六二・五	二〇・八	八三・三	一三五・四
平 均			二二・九	二・七八	二・二七	〇・九	三・六二	五・九

備考 屯内の總戸數より、農業勞働者、農業勞働者兼雜業者、及び自作兼農業勞働者を排除した。

即ち一人當り經營面積の總平均は五・九响(但しこれは臨時的に僱傭する月工及日工を考慮に入れてゐない數である)であり、之より見れば、一人の壯年農夫は五・九响を耕作しうることになる。我々が農民を捉へて一人で何响を耕作しうるかと聞いたときに、農夫が「無理をすれば六响迄は耕作しうる」と答へたが、此の六响なる數字は昨年の實績たる五・九响と略一致してゐる。故に我々は此の事實より推して勞働者一人當りの可能耕作面積は最大限度五・九响であるといふ事を云ひ得る。

然らば屯内全耕地五一三・六响を耕作するためには八七・一人の勞働者を必要とすることになり、之を屯内の總勞働量九二・三人と比較すれば、屯内の勞力が五・二人だけ過剰であるといふ結果を生じる。即ち五・二人なる勞働者は何れかの地に於て、何等かの手段を講じてその生活資料を得なければならぬことになる。

但し以上は單なる概括的な勞働力過不足の觀察であつて、此處では屯内の勞働者五・二人の過剰となつてゐるが、これは全く作業過程による各農繁期の勞力の需要度を無視したものであり、作業過程と關聯して見るときは事實はもつと複雑である。

本屯はその播種面積の八四・二％迄が小麥であることから他の作物を考慮の外にして、今小麥のみにつき、其の作業過程と所要勞働者數と

を見れば次表の如くである。

經營面積 小麥六〇响（自作農高凌瑞昨年の實績）

月別	旬別	作業別	所製労働者數（數人）	期間（日數）	所製労働者延人員
一月	下中上				
二月	下中上	施肥 料運 第二回整地及打客頭肥撒	三五三六	一四三四五	一二九工
三月	下中上	播種	六	一五	九〇工
四月	下中上				
五月	下中上	中耕	五	一二	六〇工
六月	下中上	小麥收穫	一七	一五	二五五工
七月	下中上				
八月	下中上	收穫物運搬	六	一〇	六〇工
九月	下中上	收穫物調製	五	三〇	一五〇工
十月	下中上	販賣（臨時行ふ）	六	一〇	六〇工

十一月
十二月
下中上 下中上

備考

- 一、施肥は毎年全部に對して行ふものでなく、交替に少しづつ行ふ、昨年は四响だけ施肥した。
- 二、打磨頭とは第一回の整地後大きな土塊を割ることであつて、昨年は打磨頭を必要とせる面積は一〇响位であつた。
- 三、普通は中耕を二回行ふが、高凌瑞は昨年一回行つたのみである。
- 四、小麥には除草を必要としない。
- 五、右表は陰曆を以て示す。

勿論之は實際に畑に出て農耕に携はる労働力のみであつて、此の外に耕畜の飼育人とか、雑役夫とか、間接に農耕を助けるものも相當需要し、従つて所要總労働量に於ては多少の差異を生じて來るが、我々が此の表を見て一見して了解出來ることは、作業の種類によつて労働力の需要度に甚しい相違のあることである。

此の表によつて見れば、一年の中六ヶ月間位は所謂農閑期であつて、小麥耕作それ自體のためには殆んど労働力を需要しない時期である。従つて此の時期には屯内に労働力の餘剰を生じ、何等かの仕事を見出して此の餘剰労働力を使用しなければならぬ。故に此の農閑期には經營農家は或は蔬菜を作り、或ひは燃料を刈り集め、或ひは馬草を刈つたりして餘剰労働力を利用してゐる。但し之は單に餘剰労働力を、利用するといふに止るのであつて、適切有效なる労働力の使用方法とは云ひ難い。殊に小農にあつては斯くの如き「餘剰労働力の利用」と云ふ程度では生活を維持する事は困難であつて、もつと積極的に收入の道を講じなければならぬ。故に農業労働を産業とするものは言ふに及ばず、小經營をなすものにとつても亦此の農閑期を如何に活用するかといふことは、實に大きな問題と云ふべきである。

斯くの如く一年の中、六ヶ月間位は農閑期であり、労働力に餘剰を生じてゐるにも拘はらず、一度陰曆六月下旬から七月にかけての小麥收穫の時には、急激に而も多量に労働力の不足を生じてくる。小麥の收穫といふのは約二十日間位の間に、此の間に全部の收穫を終らねばならぬ。

ないといふ關係から、此の時期に於ける勞力の需要数は實に大きい。
高凌瑞の昨年に於ける實績を基準とすれば、六〇响の小麥を刈り取るために、十五日間毎日一七人の勞力を必要としたのであるから、屯内の總經營面積五・一三・六响を刈り取るためには（全部小麥を植えたものと見做して）毎日一四五・六人の勞働者を十五日間必要とする譯であつて、これより見れば、小麥の收穫期には屯内の總勞働量を小麥收穫に振り向けても尙ほ、十五日間毎日五三・三人の日工を他より求めなければならぬことになる。かくの如くに繁閑の差の急激なる經營が如何に困難であるかといふことは想像するに難くない。

第四節 屯内經營農家の農業勞働者僱傭狀況

前節に於て屯内の勞働力の過不足の狀況を高凌瑞の實績より極めて大雑把に算出したが、而らば屯内各經營農家の昨年に於ける實際の農業勞働者僱傭狀況はどうか、以下各農家の一人當り耕作面積と關聯せしめ乍ら觀察しよう。

本屯内に一响以上の經營面積を有するものは二五戸あるが、今之等の農家について其の農業勞働者僱傭狀況を見れば、左表の如くである。
（一响以下の經營農家は先に部落構成の所に於て述べた如く、寧ろ完全なる農業勞働者の中に入るべきものであるから僱主側より見たる農業勞働者僱傭狀況の觀察に當つては何等の意義をもたず、從つて之を省略した）

調査 番號	農家 形態	面積 （响）	家族 數		自家 勞力	一人當 り耕作 面積 （响）	年傭 工數	月傭 工數	日傭 工數
			男	女					
二一	自作	一〇・三	三	三	一〇	一〇・三	一	一	四〇
九	自作	一七・五	三	八	三〇	五・八	一	一	四〇
一〇	自作	二〇・七	七	六	二五	八・三	一	一	七〇
一七	自作	七・五	一	一	六・八	一〇・五	一	一	七〇
二二	自作	二五・六	八	七	四・五	五・七	一	一	一〇〇
三二	自作	二一・六	七	七	三・二	六・八	一	一	五〇
三三	自作	一九・〇	六	五	三・〇	六・三	一	一	六〇
三二	自作	一〇・〇	四	一〇	二・五	四・〇	一	一	三〇

六	自作	一三・五	五	五	一〇	一三・五	一	一	一〇
二三	自作	一〇・三	五	四	二〇	五・二	一	一	七〇
一一	自作	一六・〇	五	四	二五	六・四	一	一	八〇
二一	自作	六四・三	一〇	一四	三六	一七・九	六	二	一八〇
一六	自作	八・三	六	三	一〇	二・三	一	一	四〇
二〇	自作	六・三	二	一	一〇	六・三	一	一	三〇
四四	自作	二〇	一	一	〇・五	四・〇	一	一	四〇
三五	自作	二七	一	一	一〇	二・七	一	一	二〇
二八	自作	六〇・八	一九	一五	七・五	八・一	一	一	一五〇
二四	自作	二二・二	八	四	三〇	七・一	一	一	一五〇
三〇	自作	七八・七	一二	一四	四・八	一六・四	七	一	二五〇
一五	自作	四・〇	三	三	一〇	四・〇	一	一	六四
三三	自作	三八	一	三	一〇	三・八	一	一	一〇
二五	自作	七・五	三〇	四	二〇	三・八	一	一	一〇
四	自作	二〇	三	四	一〇	二・〇	一	一	一〇
七	自作	五・五	五	四	二・六	二・一	一	一	一〇
二七	自作	八・五	四	四	一・五	五・七	一	一	一〇

右表によれば二五戸の經營農家中、自家勞力のみで經營し、農業勞働者を全然僱傭しないものが六戸で、其他は三種の農業勞働者中何れかを僱傭してゐる、更に此の農業勞働者を僱傭せる農家中、年工を僱傭せるものは六戸である。

右表によつて見るに自家勞力のみを以て經營せる農家の一人平均經營面積は大體五响以下である。一戸だけ五・七响といふ例外がある。又農業勞働者を僱傭せる農家の一人當り經營面積を見るに四戸の例外を除きたる他は全て五响以上の經營である。此の事は一人當り可能耕作面積が五响を以て限度とすることを如實に物語つてゐる。（前節に於て算出したる一人當り可能耕作面積五・九响なる數字は日工及月工を度外視した場合の數である）右は農業勞働者僱傭に關する概括的觀察にすぎないが、更に之等の農業勞働者が如何なる時期に僱傭され、如何なる種類の勞働に従事したかを見よう。

番號	調查	農家形態	面積	種類	勞力	自勞力	經營	僱傭	僱傭期間(陰曆)	勞働種類	一人當
一九	自	小作	七一・五	响	六・八	一〇・五	二	自二月一日至十二月二十五日	下地	八〇圓	一人當
二三	自	作	一〇・三		二・〇	五・二	一	自二月一日至十二月一日	下地	七〇	一人當
一二	自	作	六四・三		三・六	一七・九	一	自一月二十日至十二月二十日	放牛	二八	一人當
二八	自	作	六〇・六		七・五	八・一	一	自一月二十日至十二月二十日	打頭	六七	一人當
三〇	自	作	七八・八		四・八	一六・四	三	自一月至十二月十一箇月	下地	五六	一人當
二四	自	作	二二・二		三・〇	七・一	一	自一月十八日至十二月十八日	打頭	七〇	一人當

各農家の月工僱傭状況

番號	調査	農家形態	播種面積	自働力	一人當り經營面積	僱傭日數	僱傭期間(陰曆)	勞働種類	一人當り月賃(幣國)
一	自	作	一〇・三	一・〇	一〇・三	一	自九月十五日至十二月十五日	勞働 麥調製	二
九	自	作	二〇・七	二・五	八・三	二	二月初めより九月下旬より一箇月	施肥 麥調製	二
一〇	自	作	二五・六	三・〇	八・五	一	自三月至七月自七月至八月自八月至十月	播種	二五〇
二三	自	作	一九〇	三・〇	六・三	一	三月一箇月	播種	二五〇
二三	自	作	一〇・三	二・〇	五・二	二	九月より二箇月	小麥調製	二五
二	自	作	一六〇	二・五	六・四	一	自九月至十月	小麥調製	二五
二二	自	作	六四・三	三・六	一七・九	二	自九月至十月二箇月	小麥調製	二五
二八	自	作	六〇・六	七・五	八・一	二	自六月至十二月	打草	二七
二四	自	作	二二・二	三・〇	七・一	一	七月自二月一日至八月一日	打草	二八
一	自	作	一〇・三	一・〇	一〇・三	一	二月初めより九月下旬より一箇月	勞働 麥調製	二
二	自	作	一七・五	三・〇	五・八	四〇	六月下旬	小麥收穫	〇七
九	自	作	二〇・七	二・五	八・三	七〇	六月下旬	打草	〇九
二	自	作	七・五	六・八	一〇・五	一〇〇	七月	小麥收穫	〇五
一〇	自	作	二五・六	三・〇	八・五	一〇〇	六月下旬	小麥收穫	〇八
一七	自	作	二二・六	三・三	六・八	五〇	六月下旬	小麥收穫	〇八

三三	自	作	一九〇	三〇	六三	六〇	六月下旬	二日間	〇・七
三一	自	作	一〇〇	二五	四〇	三〇	六月下旬	四日間	〇・七
六	自	作	一三五	一〇	一三五	一〇	六月下旬	一日間	〇・七
一一	自	作	一六〇	二五	六四	七一	六月下旬	五日間	〇・五
一二	自	作	六四三	三六	一七九	一八〇	六月下旬	十日間	〇・七
一六	自	作	八三	三六	二二三	三	六月下旬	三日間	〇・八
二〇	自	作	六三	一〇	六三	四	八月	二日間	〇・七
四四	小	作	二〇	〇・五	四〇	三〇(女)	八月	六日間	〇・五
三五	自	小	二七	一〇	二七	一	五月及び六月	〇・五	〇・五
二八	自	作	六〇・六	七五	八・一	一五〇	自六月二十日至七月五日	豆のサヤとり	〇・四(一〇〇斤付)
二四	自	作	二二・二	三〇	七・一	六四	六月下旬	七日間	一・〇
三〇	自	作	七八八	四・八	一六四	二五〇	六月下旬より	一〇日間刈取り	〇・七
							十六日間	六日間運搬	

右表によれば月工の僱傭時期は小麦調製、打草、肥料運搬施肥整地の時期に多く、小麦收穫のためには一人も僱傭されてゐないのに反し日工は殆んど全て小麦收穫のために僱傭されてゐる。殊に小麦收穫のために僱傭した日工の数は極めて多く、六月末より七月にかけての僅か二十日間位の間に、一、一〇〇人内外の日工が僱傭されて居る。しかも此の多数の日工が、氣候其他の關係から小麦收穫のときには絶對的に必要な勞働力であることを見れば、若し小麦收穫期に於ける勞働者の供給が圓滑に行かないときには、農業經營上重大なる事態を引き起すことになる。

第五節 農業勞働者の需給調節

以上記す所に依り明かなる如く作業過程によつて繁閑の度は甚しく異り、従つて其の勞働力の需要度も亦甚しく異つてくる。農閑期には勞働力に餘剰を生ずるにも拘らず、農繁期になると一殊に本屯では小麦の收穫期になると一急激に、且つ多量に勞働力の不足を來し、臨時的に外部より日傭其他を傭はねばならない。第三節に述べた所の計算によれば、小麦の收穫期には屯内の總勞働力を小麦收穫に振り向けても尙ほ

十五日間毎日五三人餘りの日工を必要とし、又昨年の實績によれば屯内全體で十五日間に毎日約八〇人近くの日工を傭つてゐる。果して然らば此の屯では斯くの如き多数の日工を、急激に集め得る仕組になつて居るであらうが、而して又昨年の實績は何うであつたか。一見此の事は實に難事の様に考へられるが、意外にも事實はそうでなかつた。此等の日工を傭するために苦心しなければならない筈のものが、事實は寧ろ反對に、隣村の部落より毎日一〇〇人内外、多い日には二〇〇人近くの日工が集つて、傭主を捜し求め、毎日職にあぶれるものすら少なくなかつた。

これには次の如き特殊の事情が作用してゐることを見逃してはならない。次の如き事情があるが故に勞働者の供給が比較的圓滑に行はれて、經營者の一特に大經營のものにとつて一經營上に何等支障を來さないものである。

其の特殊事情とは

- 一、本屯の經營面積の八四・二%迄が小麦であること。
- 二、隣接部落は必ずしも小麦のみではなく、大豆、包米の類を多量に作付けてゐること。
- 三、小麦と、大豆、包米其他の作物とは農繁期が相違すること。
- 四、隣接部落の農業勞働者の数は本屯よりも多いこと。

この四つである。今此の四つの事情につき一應の説明を試みよう。

本屯の經營面積の八四・二%迄が小麦であるといふことを實證するために、昨年に於ける穀物種類別の播種面積表を掲げよう。

番號	播種面積 (單位: 响)	小麥	大豆	穀子	糜子	蔬菜	其他	計
一	一〇・〇	一〇・〇				〇・三		一〇・三
二	一六・二	一〇・〇				〇・三		一七・五
四	二・〇							二・〇
六	九・〇				三・〇	一・五		一三・五
七	五・二				〇・三			五・五

百分率	計	四四	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二八	二七	二五	二四	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
八四・二	四三・六					三・〇	一〇・〇	七二・〇	五五・〇	六・五		一六・〇	八・〇	一七・〇	六〇・〇	一九・〇	六・五	三・〇					六〇・〇	一三・〇	二四・二	一七・〇	
五・〇	二五・六					五・〇	五・〇					二・〇	一・〇	五・〇	一・〇							三・六	一・〇	一・〇			
二・三	一一・〇										二・〇	二・〇	二・〇	三・〇	三・〇												
一・四	七・〇										一・〇			三・〇													
五・〇	二五・六	二・〇	〇・二	二・七	〇・一	〇・八	一・七	〇・八	一・〇	二・〇	〇・二	〇・三	一・〇	〇・三	三・五	〇・一	〇・六	一・八	一・〇	〇・八	〇・五	〇・七	〇・四	〇・七			
二・一	一〇・八				包米〇・三				包米一・〇	蕎麥一・〇	黑豆一・五	蕎麥一・〇					黃於一・〇						蕎麥三・〇	包米二・〇			
一〇〇・〇	五三・六	二・〇	〇・二	二・七	〇・四	三・八	一〇・〇	七八・七	六〇・八	八・五	七・五	二一・二	一〇・三	一九・〇	七一・五	〇・一	二一・六	八・三	四・〇	〇・八	〇・五	六四・三	一六・〇	二五・六	二〇・七		

縣内全體の經營面積を見れば、大豆、高粱、谷子、包米、糜子等も亦極めて多量に作付せられてゐる。

龍江縣全境耕種農作物

康德元年度

作物別	播種响數	比率%
大豆	三〇、四二一	一九・四
小豆	一、六二五	一・〇
吉豆	三九六	〇・二
高粱	一六、二〇七	一・〇・四
穀子	三〇、八二九	一九・七
包米	二〇、七八四	一三・三
小包麥	一八、五一五	一一・八
大小麥	八二二	〇・五
燕麥	八五〇	〇・六
糜子	二七、六五〇	一七・七
稗子	二三四	〇・一
蕎麥	四、八二一	三・一
稻子	二五〇	〇・二
芝蔴	二〇〇	〇・一
蘇子	一九〇	〇・一
其他	二、七七八	一・八
合計	一五六、五五二	一〇・〇

五八

此等三種の作物は播種期迄は大體に於て相等しきも、播種期より收穫期迄の農繁期が各々異つてゐる。今此の作業過程を表示すれば次の如くである。

右表を一見してわかる事は、小麥と大豆及び包米とは各々其の作業過程が異つてをることである。即ち小麥で最も多數に日工を必要とする時期は收穫期であり、大豆及び包米は除草期及び收穫期の二つであるが、此等の日工を最も多數に必要とする時期が小麥と他の二者と各々喰ひ違つてゐることが、本屯の小麥收穫期に隣接部落より多數の勞働者を自來せしむ主因である。

即ち小麦の農繁期と他の作物の農繁期と異つてゐるといふことのために、小麦の收穫期に隣接部落の農業労働者は勿論のこと、零細經營の農家からもその余剩勞力の一部が容易に移動し得る結果となり、これが經營者にとつて極めて有利に作用してゐる。この事實は同時に、この反面に於ては本屯の農閑期に於ける余剩勞力特に農業労働者のそれを他村に於て農耕のために利用し得ることゝなるのは言ふ迄もないことである

經營者の側にたつて、農耕の作業過程と關聯せしめた實際の農業労働者雇傭狀況、及び最も多量に臨時的に労働者を必要とする小麦の收穫期に於ける労働者の需給關係はすでに見た。而して經營者の側から見た場合に於ては小麦の收穫期に於ても労働者の不足に困る様なことはなかつた。然らば我々は翻つて労働者の立場に立ち彼等は一年中如何にして其の労働力を賣つてゐるか、而して又それよりの収入は幾何であるかにつき觀察しよう。但しこれは労働者の曖昧な記憶を呼び起しつゝ調査せるものであるから、或る者は比較的正確な材料を提供し、又或る者は極めて漠然たる回答しかしないといふを逃るゝことは出来なかつた。

遺憾乍ら、我々は此の點について正確なる調査をなし得なかつたが、日工及び月工七人につき彼等の記憶にある範圍を記録せるものを、極めて大雑把なものであるが左に掲げよう。(月日は陰曆に依る)

五八三

三月(二十日間)	城内にて日工	一日五角
四月一五月	城内にて泥工(日工)	合計四〇元
六月	打洋草(月工)	一八元
七月	〃	一八元
八月一十月	小麥調製(月工)	一箇月一二元
十一月一十二月	シバ刈り	一三元(賣却)
合計		一三四元

二、高文琳の就勞狀況(調査番號四一)

勞働期間	勞働種類	収入
一月一二月	シバ刈り	自家用燃料
三月より一箇月餘	城内にて泥工(日工)	一三・五元
五月初め一六月初め	月工一箇月	一二元
六月下旬より(七日間)	小麥收穫(日工)	一日〇・七元
七月(十日間)	收穫物運搬(日工)	一日〇・三元
八月一十二月	シバ刈り	二〇元(賣却)
合計		五三・四元

三、趙福亭の就勞狀況(調査番號三八)

勞働期間	勞働種類	収入
一月	シバ刈り	自家用燃料
二月	洋草の運搬(日工)	八元
三月(十五日間)	小麥の播種(日工)	四元
四月一五月中旬	城内にて泥工(日工)	三〇元
六月二、三日より一箇月	月工	一〇元
七月一、二、三日より一箇月	月工	一五元
八月(二十日間)	收穫物運搬(日工)	一〇元
九月一十月(二箇月)	月工(小麥調製)	二〇元
十一月一十二月	シバ刈り	自家用燃料
合計		九七元

四、關萬才の就勞狀況(調査番號三九)

勞働期間	勞働種類	収入
一月一二月	シバ刈り	自家用燃料
三月一四月	日工	一〇元
五月五日一九月五日	月工	四九元
九月中旬一十月	日工	一八元
十一月一十二月	シバ刈り	自家用燃料
合計		七七元

五、梁大毛の就勞狀況(調査番號一四)

勞働期間	勞働種類	収入
一月一三月	シバ刈り	自家用燃料
四月一十月	日工	五〇元一五六元
十一月一十二月	シバ刈り	五〇元一五六元
合計		

六、高昌環の就勞狀況(調査番號二一)

勞働期間	勞働種類	収入
一月一四月	シバ刈り	自家用燃料
五月一七月	月工	三九元
八月一十月	日工	七元
十一月一十二月	シバ刈り	自家用燃料
合計		四六元

七、高成林の就勞狀況(調査番號八)

勞働期間	勞働種類	収入
一月	シバ刈り	自家用燃料
三月一六月	月工	三〇元
七月一十月	月工	三六元

以上記述せる七人の中前三者は泥工なる特殊技能を有するものであつて、彼等は屯内の農繁期には屯内に於て農業労働者として傭はれ屯内の農閑期には縣城に行き泥工となつて収入の途を計つてゐる、従つてその収入も比較的高い。

然るに残餘の四者は特殊技能を持たない農業労働者である。此の表では農繁期と農閑期との就勞狀況を正確に看取出來ないが、彼等は一定の處で就勞したものではなく、屯内たると屯外たるとを問はず、又作業の種類の如何を問はず、要するに仕事のある所へは何處へでも出かけて勞働したのであつて、これは特殊技能なき労働者の勞働機會が極めて不完定な反面を物語るものである。

此の七人の収入は最低四六元より最高一三四元であるが、最高の一三四元は年工の賃金(第四節年工傭傭狀況の表を参照)よりは遙かに多く、所謂特殊技能を有するものは年工になるよりも寧ろ日工になることを欲する所以である。但し普通の労働者にあつては其の勞働機會は極めて不安定であり、本屯に於ては最農繁期に於てすら、附近の部落より集つて來る労働者によつて供給過剩を呈する程であるから、余程強力なしかも經驗に富んだ労働者でなければ就勞機會をより多くせしむるといふことは困難とする所である。

而らば斯くの如き農業労働者の經濟的地位はどうかを次節に於て之を見よう。

第七節 農業労働者の經濟的地位

農業労働者の經濟的地位を見るに當つて、先づ農業労働者の生活費を觀察すれば左表の如くである。

調査番號	家族數	住居費	主食物費	副食物費	被服費	光熱費	什器費	修繕費	嗜好費	娛樂費	雜費	合計	一人當り
三	四	10.00	15.00	3.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	33.00	8.25
一三	10	11.00	15.00	3.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	34.00	3.40
一四	六	10.00	15.00	3.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	33.00	5.50
一八	五	10.00	15.00	3.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	33.00	6.60
二六	五	10.00	15.00	3.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	33.00	6.60
三五	七	10.00	15.00	3.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	33.00	4.71
合計	三〇	10.00	15.00	3.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	33.00	3.30
平均	一	0.33	0.50	0.10	0.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00

百分率 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

前表によれば一人當り一年間の生活費は最低一五・四七元より最高三四・一六元であつて、平均二三・四八元である。而して其の生活費の内譯を見るに、食物費が六一%、光熱費が二・一%であつて、修養及び娛樂費は全然なく、嗜好品費が僅か二・二五%を示めてゐるにすぎない。一人當りの一年間の生活費が平均僅か二三・四八元なること、及び其の生活内容の中、食費及び北滿にて不可欠のものたる光熱費が八二・一%をも占めてゐることを見ても、彼等の生活が如何に低いものであるか多く云ふを要しない。辛うじて餓死を免れ得る最低限度の生活であることは右の生活費より見ても一目瞭然たることである。

斯くの如く最低の生活をしながらも尙彼等には殆んど余剰を生ずることはない。今、光熱費の全部を自給するものとして、一人當りの出費を一八・五二元とするならば、五人家族を養ふためには生活に直接要する支出だけで九二・七〇元を必要とする、これは如何なることを證するかと云ふに斯く低生活であり乍ら、經費負擔の點から見れば特殊技能を有する労働者ならば一人、普通の労働者ならば約二人分の賃銀を要することになる。

斯く觀察し來れば農業労働者より自作農への移行が殆んど絶對的に不可能であるといふことが首肯出來る。農業労働者から一〇响經營の自作農(自作農としては最低段階に位するものであるが)になるために必要な資金につき極めて大難把ではあるが、村長及び自衛團長が「一〇响の自作農になるためには差當りこれ位の金が必要だ」と云つた所の内容を掲げ、農業労働者の収入と比較して見よう。

土 地	耕 畜	農 具	單 價	合 計
一〇响(普通の土地)	一〇响	一箇	五〇.〇〇	五〇.〇〇
三間(中等以下)	牛一頭	一箇	110.00	110.00
牛乃至馬四頭	牛二頭	一箇	60.00	120.00
	馬一頭	一箇	50.00	170.00
	犁丈一箇	一箇	10.00	180.00
	鋤三箇	一箇	0.40	180.40
	鎌刀三箇	一箇	0.30	180.70

即ち土地、家屋耕畜及び是非とも手許に備えて置かなければ耕作することの出来ないといふ絶對的に必要な農具三種を合計したとて、一、二七二・一〇元乃至一、三五二・一〇元といふ金額になる。この一千圓以上の金額が農民にとつて、殊に農業労働者にとつて如何に大金であるか、而して又先に述べた収入と生活費との關係より見て斯かる大金を積み立てる事が絶對的に不可能であるといふことは明白なことである。

茲に再び私は自衛團長の言をひいて此の間の事情を的確に觀察しよう。自衛團長崔玉財は彼の記憶にある限りに於て本屯内に未だ會て労働者から自作農の地位に向上したものは見當らないと云ふたが、此の事は即ち一度農業労働者の地位に没落したら最後、二度と自作農に向上し得ないことを如實に物語るものである。

第八節 總括

以上數節に亘つて農業労働者に關する一考察を試みたが、今之等の中より要點を二、三摘出すれば次の如くである。

- 一、農業經營にあつては年中一定數の労働者を以て農耕し得るものでなく、作業過程の相違によつて繁閑の度は甚しく異なる。今小麦のみに就て見るならば、一年の中其の半分位は農閑期であつて、農耕作業そのものためには殆んど勞力を必要とせぬが、一度收穫期になると、急激に多數の勞力を必要とする。而して若し其の場合に労働者の供給が圓滑に行はなければ經營上極めて不利に導く事となる。
- 二、大道三家子屯の昨年の實狀について見ても小麦收穫のために僱傭した日工の數は極めて多く、僅か二十日間位の間に一、一〇〇人内外の日工を僱傭してゐる。茲に於てか斯くも多數の日工が何處より供給されるかといふ疑問を持つ。
- 三、此の場合に疑問の解決の一要素として、作物の種類の相違によつてその作業過程が異り、従つて又其の農繁期の異なる事を挙げ得る。即ち小麦、大豆、包米等の農繁期の各々の喰ひ違つてゐる事が、日工の需給關係を圓滑に導いてゐる一原因である。
- 四、大道三家子屯では小麦の作付面積が絶對多數（八四・二％）を占めてゐるが、隣接部落ではむしろ大豆、穀子、包米の類を多く作付し、それ故に大道三家屯の小麦收穫の時には隣接部落の農業労働者及び零細農民は自己の農閑を利用して出かけて来る。

五、昨年の實狀より屯内の經營者に對する一經營のものに對しても一勞力の供給は充分に且圓滑に行はれてゐる、換言すれば經營者にとつて必要なだけの労働者の數は既に本屯及び其の附近の部落に存在してゐることを知つた。（但し此の労働者が本屯及びその附近の部落に定着してゐる農民であるか或ひは轉々として各地を歩く労働者であるかは明かでない）

六、然るに經營者にとつて必要なだけの労働者が存在したときにはその反面に於て労働者にとつては、特殊技能を有するものでない限りその労働機會を年中萬遍なく得ることは困難となつて来る。

七、一定の労働機會を有するが所得の少ない年工、及び労働機會の極めて不安定な、特殊技能を持たない日工は、最低限度以下の生活を営みながら、其の收支の上に於て余剰を望むことは殆んど絶對的に不可能である。

八、而して余剰を望み得ない労働者の地位に一度没落したら最後二度と自作農に向上することを望み得ないが、このことは今後益々多くの労働者を生ずることを意味してゐる。

四、土地

土地局 柿田 琢磨

五九〇

凡 例

- 一、調査員 土地局柿田琢磨
- 二、調査地 龍江縣第一區第二保大道三家子屯
- 三、調査期間 自康德二年三月二十五日至康德二年四月七日合計十四日間内往復日數五日宣撫一日を要し實際聴取日數八日頭初の豫定日數短縮せられ部落滞在日數不十分なりしたため省、縣公署に於ける調査なし。
- 四、口述者 甲長王法瑞、副甲長崔成貴、屯經理高瑞慶及其他屯内に居住する權利關係者全部本屯には屯沿革等に通ずると云ふ所謂古老居らず又甲長より屯民に至る迄教育程度低く文字を解せざりし爲用語に發音の儘充字をなしたる點あり。
- 五、調査事項

- (一) 一般的調査
- (二) 土地權利に關する慣行
- (三) 權利の種類別慣行
- (四) 權利得喪に關する慣行

(一) 一般的調査事項

- | | |
|----------------|---------|
| 1 概況及沿革 | 3 地名名稱 |
| 2 土地面積の單位及算定方法 | 4 土地の等別 |

1 概況 及 沿革

概況 大道三家子屯は齊々哈爾の南二十五里國鐵齊克線及輕便齊昂鐵道の間中に在り南北五里東西三里半なり。此の地方一帯は坦々たる平原にして不毛の地多し、本屯には山なく河川なし、現在利用價值少き站道(村民の所謂大道)一條全屯を南北に走り屯の西方の一部分を輕便鐵道の通過するのみ、地形には變化少し、戸數四十四戸、人口三百八十八名、大部分は自作農及び農業労働者なり。小作料の收入を目的とする地主は一戸もなし。

沿革 北京に通ずる大道即ち站道の通過する處にして、其の邊りに高、崔、王の三家ありたり。依つて本屯の名を大道三家子と云ふ。本屯民の大部分は山東省を原籍とし、約二百年前移民(政府獎勵の移民にして旅費の補助ありたるもの)として渡滿し吉林を経て本屯に移住せるものなり。

光緒末年迄(年代不明)は地照もなく、自由に土地を所有耕作するを得たり。所謂自由に盜墾を爲し居りたるものなるが、其の後土地獲得の爲には土地購入を必要としたり(「一般民地」に依れば「齊々哈爾附近の土地は齊々哈爾八旗水師營等の旗人に開墾せしめ其餘の地を光緒三十二年一般民人に抛下たり但し沙地多く地味薄瘠なりしかば丈放地の荒價を半額とし丈放六年後升科の際に於ても一般租率の半額を課する事とせり」と)更に民國三年清丈あり、各民人所有地及屯有地の所有關係を明にせられたり、但し地券は民國七年始めて下附せられたり。

民地 民國三年清丈時大道及共同墓地を残して所有權確立せるものなり、民有地内に若し水泡子沙崗子等の不可墾地ある場合も、之等は地券面上に表示され、その產權は明なるが地價及課税は免除せらる。

牧養地 公共用地にして屯民牧養の爲に民國三年清丈の毛荒を時拂下たるものなり、面積百拾九响あり、地價は免除せられ照經費のみを納付し公役中より支辦せり。地券名義人は「屯長某某等」となり、屯長及甲長が交代するも更名する事なく地券は現甲長保存す。

共同墓地 屯内に共同墓地一ヶ所あり。之も民國三年清丈の時特に屯民の爲に劃留せられたるものにして、自己所有地内に墓地を設置する資力なきものの爲に供せらる面積約二响にして地券なし。

屯基 屯の中央部に屯基あり。民國三年清丈の時劃留せられたるものにして、地價を納めず現在に至る迄免稅一儘なり、屯基内の各人所有地は各人名義の地券あり、屯基内民有地外の地は名義人を牧養地同様「屯長某某等」とし地券を所有す。公共用地と爲し牧養地と同様地券は甲

長保存す。若し此の公共用地を希望するものあれば、希望者に賣却し新しく地券の發給を受く地價は屯の公費に充つ。

2 土地面積の單位及算定方法

- 1 民國三年清丈時麻繩長さ三十六方ものを使用す其れ以後麻繩を使用せる事なし。
- 2 賣買の時は地券面積に依る。

3 一部賣買の時は壠を數へて面積算出の根據となす實測をなす事なし。

- 4 五尺一弓 二八八弓一畝 十畝一响 十响一頃 四頃半一方地

3 地 目、名 稱

一、沿革的舊地目の名稱

- (一) 旗 地 (現在なし)
- (二) 民 地

- 1 原領熟 民國三年清丈後當年より升科せる土地なり。

- 2 下等熟 民國三年清丈後六年にして始めて升科せる土地。

二、用法に依る地目名稱

- (一) 熟地又は地 一般耕作地を熟地又單に地と云ふ。
- (二) 草 甸 草刈場
- (三) 牧養地 (屯の沿革及部落の項参照)
- (四) 墳 地
- (五) 官 道
- (六) 屯基地
- 1 房 基

2 菜 園

- 3 場 園 夏期は菜園に變ずる部分もあり。

(七) 共公道 官道以外に共公道あり、民有地又は牧養地上の共公道は民有地又は牧養地の地券面積内に包含せらる、之は該道建設の時民人は無償にて提供したるものにして、一定の道幅あるに非ず。大車の通り得る幅を以て道となす。

(八) 毛 道 一般耕作地の境界をなすものにして、夾隔兒又は地夾隔兒 (テイチャカル) と云ふ (土地の限界の項参照)

三、所謂公有の地としては前述牧養地及び屯基内に於ける民有地以外の土地共同墓地之なり (屯沿革の項参照)

四、自然の形狀に基く地目名稱

- (一) 毛 荒
- (二) 沙 崗 地 (不可墾地)
- (三) 水 泡 子 (水溜り)
- (四) 水 溝 地 (流水地)

五、官有地

官道 (本屯に於て地券なき土地は前述の如く丈放以前より在りと云ふ、官道及び共同墓地のみにして其の他の土地には總て地券あり、例へば水泡子沙崗地の如きものも民有地或は牧養地として、地券面上に表はれ只不可墾地として、地價を扣除税金を免除せらるゝとも其所有權は民間に歸屬するものなり)

4 土 地 の 等 則

土地の等則に上等、中等、下等の三等則あり。

(一) 上 等 民國三年清丈後直に升科せる土地にして沿革的には原領熟とも云ふ。

(二) 中 等 民國三年清丈六年後升科の土地にして沿革的には下等熟とも云ふ。

右二者は中等の升科後全く同率の税金を課し課税上何等の區別なし。

(三) 下等 毛荒を指して云ふ大租を納めず地方税のみを負擔す。

要するに國税に付ては、有課地と免課地との二等則ありて、等則は只沿革的に二等則に分れ居るのみにして、現在是有課地としての等則別なし。

(二) 土地權利主體關係

1 個人

2 部落

1 個人

一、幼年者を土地所有者たる場合は一家族(血族關係ある同姓のもの)内に於て合議の上一家族中より管理者たる者を決定す。親戚(姻籍)は之に關係せず。十七八才に達したる時本人の管理に歸す、管理者が其の間幼年者の爲に出租するは自由なり(租糧の收入は幼年者に歸す)管理者は報酬を受けず、管理財産を管理者の爲の借金の抵當となすことを得ず。若し一家族なき時は親戚之を管理し、親戚なき時は隣人之を管理す。

廢人、瘋子の場合も幼年者の場合と同様の順序により管理者を決定す。

二、女子が土地の所有者となること全然なく、若し女子のみが残りたる時は一家族より養子をなし直に養子が相続す。

2 部落

一、本部落を大道三家子屯と稱す(龍江縣第一區第二保)村公所の如きものを特に設置する事なく、必要に應じて部落共有の關帝廟又は甲長私宅等に於て寄合をなす。

屯に左の役員あり。

甲長一人 屯民の公選に係り警察署に届出で、縣公署より任命せらるゝ任命狀あり、任期三年なり。

副甲長一人 甲長の推薦にして警察署に届出するのみにて足る。

經理一人 屯民の公選に依り決定せられ、警察に届出する等の事なく全く屯民の内規的のものなり。

牌長數人 本屯に於ては四名の牌長あり屯民の公選のみにより決定す。

自衛團長一人 屯民の公選に係り治安維持會より任命せらるゝ任命狀あり六ヶ月毎に一回改選す。

二、部落費は廟學費と稱して徴收す、祭廟費、學校費其他公共の費用に充當す、徴收率は土地所有の多少に依り等級を附す。土地を所有せざるものには、部落費の割當なし、土地所有額を甲乙丙丁戊己庚辛の八等に分つ。甲等二・〇〇圓、乙等一・五〇圓、丙等一・〇〇圓、丁等〇・八〇圓、戊等〇・五〇圓、己等〇・三〇圓、庚等〇・二〇圓、辛等〇・〇〇圓とす。

三、部落有財産

(一) 財産の種類

1 牧養地 面積百拾九响大租を課せられず警捐費を一响に就き〇・四二圓の割合にて納付す。此の割合は各家牲口の頭數に依り按分す。

2 民有屯基以外の屯基

3 關帝廟一座 民有屯基以外の屯基内に設置せられ特に廟產なし。

4 共同墓地一處

(二) 財産取得の原因

牧養地屯基及共同墓地は民國三年清丈の時公共用として拂下を受け、地價を納めず照經費のみを納め、公費中より支辦せり。

(三) 現在の利用管理狀況

本牧養地は屯沿革の項に於ても述べたるが如く、屯民の牧養の爲に供するのみならず、其の中四响を耕地として屯民に貸下げ租金(今年は十四、昨年は十四圓)を徴收す。此の租金は廟學費の一部となす、本牧養地は十七八ヶ處に在りて地券は一ヶ處に一枚あり、甲長保存す、警捐費は甲長名義を以て納付す。

民有屯基以外の屯基即ち屯基内の空地は公共道路又は肥料置場等に充つ各民人の持分なし。

(四) 右公共財産を處分する場合は臨時會議を開き多數決を以て定む。

(五) 地券及登記の名義人

牧養地及屯基地共に地券名義人は前屯長名にして「屯長某某等」と記しあり、同名義にて民國十九年登記す、屯長甲長の交替あるも名義人を變更する事なし、現在尙當初の名義の通りなり。

(三) 權利の種類別慣行

- 1 業主權に關する慣行
- 2 普通租及夥種
- 3 租 房
- 4 地上權
- 5 地役權
- 6 押 權

1 業主權に關する慣行

一、業主權内容に關する慣行

- 一 他人の土地を占有開墾せるものを業主之が回復を求る時は開墾資本を賠償するの要なし(實例なし) 若し他人に開墾せしむる場合は中人、中保人を立て開墾前期限を定む。
- 二 土地の用法の變更は業主の自由なり、植樹の時は四隣に了解を得るを要す、要は四隣を害せざる限り自由にして害ありと思はるゝ時は四隣の了解を要するなり。不耕の儘放棄するは自由なるも可耕地を放棄する事は非常に少し、但し本屯は水害多き爲侵水せる場合往々にして耕作不能の場合あり、かゝる時は一年乃至三年位は不耕の儘放棄する場合あり。

二、土地の限界に關する慣行

一 境界表示物

- (1) 毛道 耕作地間の境界表示物なり、毛道の幅は二壠を以て原則とす、中心を以て界線となす此の毛道を地夾隔兒又は單に夾隔兒と云ふ

を普通とす、若し此の地夾隔兒が通行を必要とせざる場合は、此の地夾隔兒を耕地が兩面より侵蝕したる形に長三角形の草地を兩地點に取り頂點と頂點を壠と壠の溝を以て結ぶ場合もあり。

- (2) 壕及壕溝 耕作地と牧養地との境界には、壕及壕溝を設けて牲口の耕作地侵入を防ぐを普通とす。壕及壕溝の築造は耕作地内に爲さる、牧養地接近部分の土地約二尺巾を約二尺の深さに掘り耕作地上に盛上ぐ、此の土を盛上げた方を壕と云ひ、土を取つた跡の溝を壕溝と云ふ。

右壕及壕溝設置の目的は牲口侵入の防止にあるも、事實上土地の境界をなす。勿論牲口侵入防止の必要な所は壕及壕溝の設置なし、而して又何等境界表示物なし、従前は封堆ありたるも現在は流失してなし、界線は甲長又は隣地者の記憶により明なり。

- (3) 牆 屯基内の境界はすべて牆による、兩者合議の上牆を作る場合は費用は均分す、設置點も界線上に作る。即ち牆の中央を以て界線となす。

若し一方的に作る場合は(耕作地と接する處)牆の高底により界線内二尺乃至五尺の空地を残す。

- (4) 高低ある場合の界線は底地の邊を以て境となす。

- (5) 特に植樹を以て界線となす事なし例外的に界線上に樹木ある場合あり、かゝる時は其の位置によりて所有權を定む。

- (6) 壠を立てゝ界線とする場合なし(1)に述べたるが如く、毛道が變化して壠間の溝を以て界線となすものあるのみ。

- (7) 境界の設定は兩者合議の上に爲す、例へば一部土地を賣却したる場合は、中間に兩方より一壠づゝ合計二壠を残して毛道となし其の毛道の中小を以て界線となす。

二 官公有地に接する場合

- (1) 屯内を齊昂輕便鐵道の通過するあり、民有地との界線は軌道より兩方へ半繩の地なり。其の線には特に表示物なく最終壠の次が直に草地となり自ら界線をなす。

- (2) 屯民の所謂官道即ち大道との界線の表示物なし、此の大道は巾一丈二尺なれば此の中を測れば自ら民有地との界線明なり、少々左右(動くも差支なし(道の修理なし))

(3) 屯民の公設にかゝる道路を公共道と云ふ、公共地内にあるは問題とならざるも、民有地内を通過する場合は其の道の中心を以て境となし、牛馬車の通る巾が道にして界線の表示物なし、勿論民有地にして民有地券の面積内にあるものなり。開放の時所有主は何ら賠償を得たるものにあらず、無償にて提供せるものなり。修理費は公共費より支辨するものなり。

三 土地の境界不明にして紛争を生じたる例なし。

若し有りとすれば屯内に於て甲長其他屯内の有力者及び四隣が中に入りて解決をなす。若し官に届出たりとするも官は又甲長其他に尋ねるに非れば境界を定め難かるべしと。

三、業主権の限界に關する慣行

一 公益的制限

(1) 廟前に家屋を建築し植樹を爲すは不安定の故を以て敢て蓋房植樹するものなし、兩側、後方は差支なし。俗言に「廟前有鬼神掘開家宅不安」と云ふ、若しかゝる意思を捨て、蓋房植樹するものあれば屯民は一應の勸導をなすも其れ以上強制方法なし。然してかゝる事を敢てするもの絶對になし。

(2) 業主が自己の土地に墳墓を設置するは何等制限なきも佃戸が租地に墳墓を設置する場合は買収するを要す。〔備考〕買収の資力なきものは共同墓地を利用す。

二 私益的制限

(1) 境界線上に於ける塙壁又は境界線に近接せる建築物を修理するため隣地に立入るは普通の場合自由なり。

(2) 袋地の賣買の場合は賣買前に契約を以て定む、若し四隣地に利用すべき毛道ある時は、賣買前に四隣に使用方の了解を求む、若し賛同なき時は初めより賣買成立せず。

(3) 地に高低ありて高地より低地に流水等の事あれば、低地主は之を容認せざる可らず、水を恐るゝ方より排水工事を施す用あり。(水田なし)

(4) 當屯には植林地なし、若し墓地等に植樹する事ありとすれば、隣地者の了解を要す、隣地に害を及ぼさざる程度の距離を置くを要する

を普通とす、一定の距離なし要は兩者の感情の問題なり。

(5) 境界附近に於ける穿坑工事は其の工事の程度により、自ら制限あるも房屋の隣地に井戸を堀る場合は、五尺の距離を置くを普通とす、房屋なき時は二尺を置く、隣地に對し穿坑の程度により脅威を絶對に感ぜしめざるを要す。

2 普通 租

一、本屯に在りては地主と稱する者、即ち所有地を出租するもの一戸もなし。佃戸三家あり、其の中佃戸王芝臣の租地は本屯内にあるも地東は龍江城内にあり、田文祥の租地は三响にして、本屯内牧養地中の一部なり。崔玉財の租地は屯外に在り地東は他屯(花力屯)に居住す。

二、租契約の立契方法

(一) 王の場合 租地十响六畝内廢耕地四响二四、租契約書を租契と呼ぶ租契は二枚を作製し地主、租戸一枚づゝを取る中見人、中保人あり此の場合同一人なり。

(二) 田の場合 租地四响本屯内牧養地の一部なり、租契約書なし、甲長と口頭を以て約するのみ毎年耕種前に口約をなす今年は口約済。崔の場合 熟地二〇・〇〇响租契約書なし、毎年耕種前口約をなすのみ、今年は口約済み、崔は本屯甲長にも口頭を以て届出づ、甲長に問へば中保人の如き責任は負はざるも、承知して證人の如き形を取ることなり。

三、租地に變更を加ふる場合、王の述に依れば契約書内には特に制限規定なきも、地主の了解を得るを要すと、他の二つの場合、若し租地を農作以外に使用すれば、小作料に足る丈の收益を擧げ得ざるに依り變更せずと(此の三つの場合勿論耕種の爲の一年契約のみなり)。

四、租戸は自己の租地を第三者との間に新に租關係を結び得るも地東の諒解を得るを要す(此の場合租戸は地東との關係より離脱せず)。

五、租戸が土地の公課を負担する事なし、所有地を根據として割出す廟學費すら負擔せず、地東の負擔なり(又田の牧養地の如きも廟學費の割當全然なし)

六、土地の修理費は全然租戸の負擔なり。

七、業主が租地を第三者に典賣したる場合、契約期限内なる時は租權を主張し得るも、期限後なる時は收穫後新業主と、新なる租契約を結ぶを要す。

八、本屯内に於ける租の期間は總べて一ヶ年なり、一年毎に耕種前契約を新にす。

九、租料は總て金納なり。

一 租糧は豫め一家額を定む、特に何割等の率又は根據なし、王は十响六畝（内廢耕地四响二四）の租地に對し租糧八十圓、此の中には租戸の居住する家屋及び宅地を含む、田は四响の租地に租糧十四圓、今年は十圓なり、崔は二十响の租地に百圓（一响に就き五圓）の租糧を納む。

二 王の租糧納付時期は收穫後、田、崔は耕作前に納付す。

三 不作を理由に租料の増減を行ふ事なし（例昨年田の收穫は全然なかりしが、前納せる租糧は幾何も返還せず、田は特に貧乏人なり）契約更新の時増減をなす。

一〇、押租錢を徴するの例なし。

一一、納糧不足の爲租戸を交代せしめらる事あり。

夥 種

一、沈東禮（本屯民）は完全なる無産者にして住宅も持たず前記王芝臣の炕を半分借受け居住す、一婦あるのみにして其他血縁者もなき老人なり。屯民高俊慶、崔秀峰より各々五畝及び前記田文祥の租地中より一响（公共牧養地）合計二响を租耕し生活す。

沈は毎年初め口頭を以て契約をなす高、崔、田は彼の爲に特に翻地（土地を耕す）をなす更に必要に應じて車、牲口、犁文を供給す。

沈は勞力及種子を提供す、而して收穫量は賣上高を沈は地東（高、崔、田）と均分す。斯くの如き經營形態を本屯民は「夥種」と云ひ沈を「青份的」と云ふ。

二、崔奎生（本屯居住）は熟地一响半、宅地四畝七、菜園一响半を所有耕作し、且つ崔明（他屯民）所有熟地十三响を耕作す、契約書なきも毎年口頭を以て契約す。

崔明（土地所有者）は熟地十三响、人二人、馬二匹を提供し。

崔奎生は種子三石、人二人、馬二匹を提供す、而して收穫量は兩者均分す。

「備考」昨年實收十石四斗、分前五・二石、内種子三石借用、利一石に付き七斗故に元利支拂分五・一斗、崔奎生の純益は一斗なりき。

昨年は特に不作の爲一响に付き一石以下の收穫なりき平年は約二石（上地）の收量あり（小麦）。

三、右に述べたるが如き共同的經營を本屯に於ては夥種と云ふが、更に説明する處に依れば夥種に大夥種、小夥種あり。

一 大夥種に於ては地東分擔分は上地、租戸の住居一切の農具、牛馬なり、租戸は自己の食料、牛馬の飼料及び勞力を負擔す。

種子は何れより出す場合もあり、收穫量より先づ種子を差引き均分す。

二 小夥種に於ては右の場合に於けるが如くし、更に租戸の食料も牛馬の飼料も地東負擔し勞働力のみを提供す、而して租戸は收量の $\frac{1}{3}$ を取得す。

(3) 租 房

本屯に在りては租房の場合細目を規程せる租房契約なし、強ひて租戸と云へば葛金生、梁雙萬の二家あり。此の二家は家賃は支拂ひ居るも房東と朋友關係にあり、單に口頭を以て約す、又別に本屯に於ける舊家たる高一家の家廟（相續の項参照）の房屋を借用居住するものあるのみ、左に項を分つて説明。

一 葛金生は馬俊峰（本屯民）の房子一間半を借家す、朋友關係にして租帖なく口頭を以て約するのみ。期限なし、葛の自由にまかせ希望する限り居住せしむ。

五、六年前より無料にて馬俊峰方に居住す、昨年初めて葛自身にて家屋修理のために家賃として年十二元（年末）を出すことを申出たり。

二 梁雙萬は崔玉亭の家屋三間半を借家す、朋友關係にして租帖なし、口頭を以て約するのみ、中保人の如きものもなし、家賃年二十六元を納付す、年二回に分納す、納付期の一定せるものなし、有れば前拂ひするし無き時は後拂ひとす、一昨年外屯より來り此の關係に入る。

三 高家の家廟は廟産として家屋（三間半）あり高家の一族たる高凌德、高文琳、高文芳及高常環が年三十圓の家賃にて借家す、勿論彼等

は一家族なれば租帖の如きものなく、單に口頭を以て約するのみ、期限もなし、家賃三十圓と云ふも總て家屋修理費に充つるものなり。若し修理して剩り有れば廟産となす、尙前記高凌德（父）文琳（子）文芳（子）と高常環は二家に分れ十五圓づゝの分擔なり。而して前記父子三名も亦各一家をなし五圓づゝ分擔するものなり、この親子三名は不仲の爲分家し現在仕方なく同居するものなり。

(4) 地上権

一、本屯に於て他人の土地に家屋を有するもの一件あり、即ち崔成發の所有家屋は一間半にして、其の房基は崔鐵牛の所有なり、此兩者は一家族にして、土地の借料を支拂ふに非ず、租帖なし、口頭を以て約するのみ、此の成發の房屋は崔鐵牛の房屋三間の中一間半を買ひ取りたるものなり、賣買の當時白契を立てたるも現在紛失す、田文祥（屯民）が中見人、中保人を爲す。

賣買価格は四十元なりき、地皮使用期限を定めず、成發他地へ移轉の時は鐵牛再び買戻す事を口頭を以て約す、尙成發の移轉は成發の自由にして何等制限なし。

(5) 地役權

一、袋地所有者が其の地へ通行の爲に、他人の土地を特に購入租借せずして使用し得る例あり、若し承役地の業主が代つても該地役權を侵害されることなし。

二、要役地所有者が代りたる場合は、特に承役地所有者の諒解を得るを要す、諒解なくして新要役地所有者の爲に、地役權を認めらるる事なし。

三、右の期限を定むる事なし。

四、契約を以て地役權を定むる場合なし。

五、要役地が分割されたる場合は、承役地所有者の諒解を得るを要す。

六、承役地が分割されたる場合は、地役權は依然として存続す。

(6) 押權

一、金錢貸借に當り一定不動産を指定し一定期限到來せば、借錢を返済すべく、又は返済に代へて不動産の使用収益を認むべき事を約する事を、1「指地借錢」「持房借錢」と稱す、2貸主を放錢主、借主を使錢主と云ふ、3貸金を本錢と云ふ。

二、押の立契方法

(1) 屯民同志及び朋友間に在りては立契する事なし、地券の移轉を要せず、屯外民との場合は立契し地券を引渡す、但し口頭約を以て契約

をなす場合も中見人、中保人あり。

(2) 口約のみの場合地券を移轉する事なし。

(3) 契約證書を借帖又は押契と呼ぶ。

(4) 出租地を押の目的とし租料を以て利子に充當する場合なし（對佃契租）

三、押の期限は通常一年なり利子を支拂ふ場合は期限を延期す、本屯に於て押の期限は三ヶ年を最長とす。

四、押價は賣買價格の半値を普通とす、押契上の押價のみを記載し利率を別に明記する場合及び押價、利子を合計の上記載する場合あり。

五、利率は年二割五分を普通とし最高四割、最低二割とす、利率を定めざる場合なし。

六、一の不動産は二個以上の押契約の目的物となる事を得ず。

(四) 權利得喪に關する慣行。

1 賣 買

2 交 換

3 贈 與

4 相 續（附家廟）

(1) 賣 買

土地賣買契約締結の方法

一、賣買の中込は總て中見人又は地經紀或は地媒（介紹人）を介す、中見人と云ふ場合は屯民或は熟知の間柄のなる中介者なり、手数料を取らず地經紀或は地媒と云ふは職業的の中介者にして手数料を徴收す、其の割合は「成三破二」と云ひ買主より賣買地價の $\frac{3}{100}$ 賣主より $\frac{2}{100}$ を徴收す、破談になりたる時は手数料なし。

二、中保人及び中見人は甲長或は屯内士紳を選ぶ。

三、賣買土地實地踏査は賣買主二人にて足る、面積の決定は地券面による分割賣買の場合は塊數を數へて分割す、三角形等の不整形地（非常

に少し)なる時は虚線を用ひて定む實地測量をなすことなし。

四、賣買契約書は賣主、買主、中保人、立字人一堂に集り調印す。

五、調印後各關係者の立合の上地券と引替に代金を交附す、代金の交附と同時に所有權移轉す、土地に作物ある時は賣買行はれず、各關係者に對する報酬は買主より請求す賣主も出席す。

六、契稅及び過割は買主がなし、其の費用は總べて買主の負擔なり。白契訂立後「六ヶ月」以内に買主が白契を持ちて縣公署に出頭更名をなす。

七、白契のみにて賣買する事なし。

八、賣買契約成立後は其の土地に如何なる不都合なる事情存すると雖も賣主は責任を負ふ事なし。

九、地券のみを交附す、一部賣買の場合は兩當事者縣公署に出頭の上新照の下附を請ふ、舊照上には賣却部分の面積を記入し原主所持す、此の場合は手数料なし。

十、屯民同志に於ての賣買の場合は手附金なし、寧ろ地價は更名後二、三ヶ月に分ち支拂ふ場合あり、此の場合特に此の爲の證書を取らず。賣買主兩者に面識なき時は手附金を取る場合もあり。

十一、土地買取優先權者は同族、親戚、租戸四隣屯内人の順序なり、屯外人に賣る事少し(例へば百圓の土地を屯外人が二百圓で買取る事を申込むも、屯内に百圓にて買手あれば屯外人に賣る事なし、若し屯外人土地を買取る時は買手としては、賣手の同族中より意外の事起るを豫想し、土地所在屯の甲長又は士紳の保證又なければ買ふ事なし)

(2) 交 換

一、土地の交換を「換地」と呼ぶ。

二、換地が行はるゝは一方に甲乙兩地、又他方に甲乙兩地ある場合、又分界が斜なる場合に於て爲さる。普通中見人、中保人を立て白契を認む特に更名をなすが如き事少し、換地の希望者は先づ中見人を介し話を持出す。

三、若し換地の面積一致せざる時は土地を以て加減するも可なり、又金錢を以てするも可なり、土地の價格不一致の場合は金錢を添へて交換す、

又同面積同質の場合、希望者の方が金錢を添ふる事あり、此の添へて出す金を「換地添錢」と云ふ、添錢交附の方法は賣買の時交附する方法に同じ。

四、普通の場合地照の處分をなさざるも、若し處分するとせば清丈の時を待つか二重賣買の形を取る。

(3) 贈 與

一、無償にて他人に土地を給與する行爲を「白給」と云ふ。

二、「白給」は親族又は親密なる朋友間に行はる。

三、「白給」の場合の立契方法は賣買の形式を以て、價格は隨意に記入し更名手續をなす。

分家の時にさへ右の通りになす、分家の時の白契を「分家單」と云ふ、兄弟ならば兄の方が賣主弟が買主の形を取る、契稅及手数料は均分す四、贈與を受けたる方は白契を持ちて、縣公署に出頭更名をなす、此の更名に關する費用は、贈與を受けたるものゝ負擔なり(分家の場合を除く)

五、「拾善」と云ふ言葉はあれども實例なし。

(4) 相 續

一、一家に家長ありて一家の全財産を管理す、而して此の財産は一家内の共有財産にして、家長獨斷にて處分するを得ず、家長は一家族會議にて決定す(此の場合是一家族とは血縁關係の同姓者を云ふ)新家長の決定は必ずしも長男ならず、信望あるものが推舉せらる。

分家する事は稀なるも(大體不和の場合に分家するを普通とす)若し分家するとなれば、老母を養ふものに多くを與へ其他のものは均分するを原則とす、此の割合決定は一家族の會議による、若し父が分家するとなれば、其の子は父の分前を更に均分す(一人分家の時も一人分を持つて分家す)

負債も均分す、財産額より負債多き時は其の餘の負債を均分す。

相続財産を分割前に處分する時は一家族の會議により決定し其の餘剩分を分割す。

家長老衰したる時は隠居する事あり、死者の遺言は無効なり。

地照は各人の名義に分つ又土地のみを分割し地照は其の儘とし適當の者に保存せしむる事もあり。

一人分家したる時は適當の父名義の地券一枚を與ふるを普通とす無論更名をなす場合あり。

相續人なく女子のみなる時は養子をなす。

妻女、娼等の私産は全然なし。

(附 家 廟)

本屯に家廟を有するもの高、世、王の三家あり、屯民は俗に「家廟」と云ふも「家祠」と稱するを正しと云ふ、祖先の祭祀をなす爲のものなり、富裕になれば勝手に建立するものなり。

此の祭祀を主宰するものに數人の墓塾(モーケン)あり、墓塾の主席を「主掌墓塾」と呼ぶ、墓塾は一族の公選によるものなり。主掌墓塾は墓塾中の互選により決定す、墓塾に人員不足を來し若し補缺の要あれば、一回選舉を行ふ大祭の時公選す、廟には廟産あり廟費は一族中の男子の頭數により必要に應じ徴收す、廟産は主掌墓塾保存管理す。

一、高家の家廟は本屯内に在り、宣統元年二月十一日建立のものなり、租房の項に於ても述べたるが如く廟産とし家屋を有し、一族のものに貸付け家賃の收入あり、又約五百圓の現金もあり、屯民に貸付居れり、前記の借家人は四名あり内一名の高凌德は看廟の職に當る。廟産の現金貸付は一族内のみならず、保證人あれば他族にも貸付く、現に一族八人、外族に一人貸付けあり、特に借用證を認める等の事なく、保證人あり土地或は家屋を擔保とす。

現在本廟の墓塾は四名あり主掌墓塾缺員にして高瑞慶代行す、尙本屯には土地を廟産となし居るものはなきも餘裕あれば廟産となすと云ふ。

二、崔家の家廟は齊々哈爾、小五福碼の二ヶ所にあり。

現在墓塾十名、主掌墓塾は崔玉琳なり。

三、王家の家廟は額爾蘇屯にあり、墓塾四名正副各一名の主掌墓塾あり。

右二者のものは特に廟産等のものなく必要に應じて各一家族の男子の頭數により徴收す、大祭は特に定期なし。

五、租 稅 公 課

財政部 張 國 周

目 次

第一章 大道三家子の概況	第二章 土地に對する租稅公課
第一節 位置及交通	第三節 家屋に對する租稅公課
第二節 地勢及地味	第四節 不動産取引に對する租稅公課
第三節 部落の構成	第五節 農産物に對する租稅公課
第四節 開放の沿革	第六節 牲畜に對する租稅公課
第五節 部落の經濟狀態一般	第七節 其他の租稅公課
第二章 農民の租稅公課負擔	第八節 商品を通じての間接稅負擔
第一節 總 說	第九節 屯民の租稅公課負擔一覽表

第一章 大道三家子の概況

第一節 位 置 及 交 通

龍江縣東官鄉(現在第一區)の所管にして龍江省城より稍西南二十五支里、齊昂輕便鐵道の小五福馬驛より東北三支里の所在に位し北滿鐵道と洮昂鐵道との内角に介在し交通至便往時進京(北京に通ずる)の大道も本屯を通過し居たるに依り現屯名を由來せしめたり。今は縣立第二十七初級小學校の所在地にして國道屯の西方を南北に走り居り蓋し第一區管下樞要なる一部落なり。

第二節 地 勢 及 地 味

望涯なき大平野にして沼池水泡屯の東西に散在す。土質は黑土地と二六子地とよりなり地味概して中以下なり。

第三節 部落の構成

今大道三家子の在住戸數を表示すれば左の如し。

部落の構成内容

調査番號	氏名	職業	經營面積		現住人口
			自作	小作	
一	崔勝福	自作農	一三〇	〇	三
二	崔玉峰	自作農	一七五	〇	三
三	張官柱	農業労働者	一七五	〇	三
四	高錢瑛	自作兼農勞	二〇	〇	一
五	崔文治	大師夫馬車夫	一三〇	〇	一
六	崔丁有	自作農	一三五	〇	一
七	高鐵忠	自作兼農勞	五・四七	〇	一
八	高勝元	農業労働者	二〇七	〇	一
九	葛金安	自作農	二五・六	〇	一
一〇	高餘慶	自作農	一六〇	〇	一
一一	高茂亭	自作農	二五・六	〇	一
一二	高凌瑞	自作農	六四・三	〇	一
一三	高凌普	雜勞兼零細農	〇・五	〇	一
一四	梁大毛	農業兼自作	〇・八	〇	一
一五	崔成發	自作農	四・〇	〇	一
一六	崔鐵牛	自作農	八・六	〇	一
一七	高文典	自作農	二・六	〇	一
一八	馬峻峯	炊事夫木匠	〇・一	〇	一
一九	崔玉財	自作兼小作	五・五	〇	一
二〇	高凌德	自作農	六・三	〇	一
二一	高長環	農業労働者	一九・〇	〇	一
二二	高金生	自作農	一九・〇	〇	一

調査番號	氏名	職業	經營面積		現住人口
			自作	小作	
二三	高壽慶	自作農	一〇・三	〇	一
二四	高瑞慶	自作農	二・二	〇	一
二五	田文祥	自作兼小作	五・五	〇	一
二六	梁德順	農業労働者	一・五	〇	一
二七	崔奎生	共同經營	六・一六	〇	一
二八	崔秀峯	自作農	七・八	〇	一
二九	葛金生	農業労働者	一〇・〇	〇	一
三〇	王浮瑞	自作農	三・八	〇	一
三一	梁双壽	自作農	〇・四	〇	一
三二	崔玉亭	農業労働者	八・〇	〇	一
三三	王昌	自作農	〇・二	〇	一
三四	梁雨生	共同農	〇・二	〇	一
三五	王芝臣	農業労働者	〇・二	〇	一
三六	王壽昌	農業労働者	〇・二	〇	一
三七	高春元	農業労働者	〇・二	〇	一
三八	趙福亭	農業労働者	〇・二	〇	一
三九	關萬才	馬車夫	〇・二	〇	一
四〇	崔萬有	農業労働者	〇・二	〇	一
四一	高文林	左官	〇・二	〇	一
四二	高文芳	左官	〇・二	〇	一
四三	關萬和	農業労働者	〇・二	〇	一
四四	沈東禮	農業労働者	〇・二	〇	一
合計			四八・三七	四六・〇五	二〇・六

備考 當屯界の總面積は縣公署の土地根柢に依れば八六四响にして内納税面積は六九六响なり。本表の五二九・七七响は實際の經營面積なるが故に有租にして廢耕となりし土地約一七〇响は加算し居らず。

尙職業別に要約すれば即ち次の如し。

職業	戸數	全戸數に對する百分比
自作農	一八	四〇・九%